

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)			(市区町村以下)		
③電話番号					メールアドレス		
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	24～ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えません。</p> <p>今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従来河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのですから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがありません。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件です。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で市民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければなりません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのでして、検証検討主体を、市民参加を保証した第三者機関に変える必要があります。</p>					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)					
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
18	3～6	<p>「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となります。</p> <p>現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にありますから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。八ッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれも八ッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村も八ッ場ダムの推進を唱えています。当然のことながら、八ッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、八ッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置してはなりません。</p>					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
18	9 ~ 13	<p>「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。</p> <p>・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】 ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されていますので、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが必要です。</p> <p>ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているのかも定かではありませんが、私たち市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけですから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で市民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件です。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが是非とも必要です。</p>					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
45	6 ~ 11	<p>「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。</p> <p>今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。</p> <p>このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけです。</p> <p>利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけです。</p>					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
60	2～7	<p>「次のような考え方で総合的に評価を行う。</p> <p>①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。</p> <p>ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されますので、ダム事業を現在の計画の枠内での「完成までに要する費用」で評価することは誤りです。</p> <p>さらに、「完成までに要する費用」を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることとなります。</p> <p>残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。</p>					